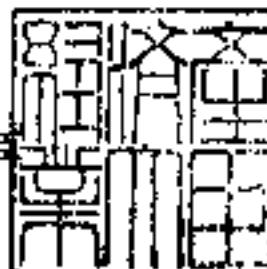


経済産業省

平成14・07・31原第2号  
平成14年8月26日

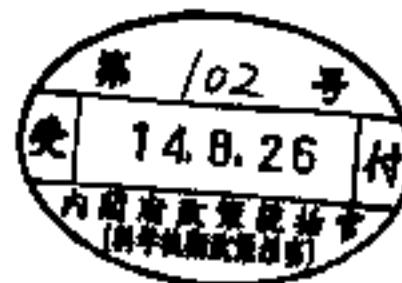
原子力委員会委員長 臨

経済産業大臣



北海道電力株式会社泊発電所の原子炉の設置変更（3号原子炉の増設）について（諮問）

北海道電力株式会社取締役社長 南山 英雄 から平成12年11月15日付け北電原第144号（平成14年7月31日付北電原第34号をもって一部補正）をもって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、別紙のとおり法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（經理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準に適合していると認められるので法第26条第4項において準用する法第24条第2項の規定に基づき、当該基準の適用について、貴委員会の意見を求める。



核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準への適合について

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第24条第1項第1号（平和利用）

本件申請に係る変更は、商業発電のために用いる3号原子炉の増設であり、これによって原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められる。

2. 法第24条第1項第2号（計画的遂行）

本件申請に係る変更は、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」に定める方針にのっとっており、将来のエネルギー供給の安定を図るうえで十分な意義を有するものであり、これが、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと認められる。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請に係る変更に必要とされる資金は、日本政策投資銀行からの借入金、自己資金、社債及び一般借入金により前達される計画であり、申請者には、本件申請に係る変更を実施するために必要な経理的基礎があるものと認められる。